

令和 8 年度埼玉県運動部活動インターンシップ Q & A

【大学生・非常勤講師 指導者用】

Q 1. この事業の目的は何ですか。

- A. 中学生や高校生がスポーツにふれあう貴重な場である運動部活動に、専門性を有する大学生等を指導者として派遣し、生徒とともにスポーツを体験し、スポーツの持つ素晴らしさを伝えることで、青少年の健全な育成を図ろうとするものです。

Q 2. 派遣される指導者はどのような方ですか。

- A. 将来、本県の教員を目指している大学生（短大生含む）及び非常勤講師です。
保健体育科教員だけではなく、その他の教科も対象となります。
出身高校・大学は公立私立を問いません。

Q 3. 派遣される学校はどこになるのですか。

- A. 公立の中学校・高等学校です。私立学校は対象外となります。

Q 4. 派遣対象となる運動部はどんな種目ですか。

- A. 中学校は埼玉県中体連に加盟している 20 競技、高校は埼玉県高体連・埼玉県高野連に加盟している 37 競技です。

Q 5. 指導者の推薦・委嘱はどのようになるのですか。

- A. 大学生については、関係大学から推薦された者の中から、県教育委員会が指導者としてふさわしいと判断した者を委嘱・派遣します。
非常勤講師で勤務している者については、所属学校から推薦された者の中から、県教育委員会が指導者としてふさわしいと判断した者を委嘱・派遣します。
指導者は指導者講習会を必ず受講してください。

Q 6. 指導者講習会はどんな内容ですか。

- A. 指導に関する講義や運動部活動の現状や課題・安全対策の講習など、指導者として、大変重要な講習を予定しています。必ず出席してください。

Q 7. 派遣された学校ではどんなことをするのですか。

- A. 運動部活動における生徒への技術指導の補助や学校長が必要と認める業務です。

Q 8. 指導する期間や回数等はあるのですか。

- A. 期間は令和 8 年 5 月 1 5 日（金）開催予定の指導者講習会を受講後、令和 8 年 5 月 1 8 日（月）から令和 9 年 1 月 2 9 日（金）までです。
指導回数は 1 5 回以上となります。

Q9. すでに中学校の外部指導者や高校の運動部活動サポート事業に登録している場合はどうなりますか。

A. 両方に登録可能です。尚、指導回数が規定回数を下回らないように注意してください。

Q10. 派遣校はどのように決定されるのですか。

A. 各県立学校、市町村教育委員会、中学校体育連盟、高等学校体育連盟等と連携・調整し県教育委員会が決定します。

調整が難航し派遣できない場合もあるので、基本的には各自で希望校と調整をし、希望校の校長から推薦書を提出していただくよう、お伝えください。

なお、各学校から県教育委員会への申込み締切日が校種によって異なるため、希望校との調整を令和8年4月3日（金）までに終えるよう御協力ください。

派遣校との事前調整がなされていない場合、意向聴取を行うため県保健体育課から電話または電子メールで連絡します。

Q11. 謝金や交通費、保険はどのようになっているのですか。

A. 本事業は謝金や交通費の支給がないボランティアとなります。

傷害保険の加入料（2,000円）を個人で負担することになります。また、保険加入時のシステム利用料も、指導者人数で割った金額を負担してもらいます。

Q12. 指導者にとってのメリットはありますか。

A. 本事業は将来、本県の教員を目指す専門性を有する大学生や非常勤講師を中学校や高校に派遣し、スポーツの素晴らしさを伝え青少年の健全な育成を図るとともに、大学生等に指導実践の機会を提供しようとするボランティア活動です。

講習会時には、運動部活動指導資料や学校体育必携等の教育行政資料が無償で配布されます。また、本事業終了時には修了証が交付されます。

なお、修了した方は、埼玉県教員採用試験願書「部活動・ボランティア等」の欄に記入できます。本気で本県の教員を目指す方にとっては絶好の機会です。

Q13. 文化部のインターンシップ制度はありますか。

A. 埼玉県教育委員会では、平成30年度から文化部についてもインターンシップ制度を行っております。詳細は、高等学校については県高校教育指導課、中学校については県義務教育指導課に御確認ください。